



# 島根県報

平成17年11月8日(火)  
号外第106号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を (情報政策課)  
改正する規則

### 公布された条例等のあらまし

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第122号)

#### 1 規則の概要

- (1) 知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている手続等のうち、オンライン等を利用して行わせ、又は行う手続等を追加することとした。(別表関係)
- (2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

平成17年11月10日から施行することとした。

## 規 則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月8日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第122号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年島根県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第5条第2項」を「第4条第5項」に改める。

別表島根県年金恩給支給規則(昭和48年島根県規則第36号)の項の次に次のように加える。

島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)	第15条の5第1項	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等の設置等の届出
	第15条の5第2項	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等に係る事項の変更又は営業所等の廃止の届出
	第24条第1項	不動産の取得の申告又は報告
	第24条第2項	不動産取得税額の徴収猶予の申告
	第31条第1項	ゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録の申請

		ゴルフ場利用税の特別徴収義務者として登録した事項の変更の登録の申請
島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）	第48条第 1 項	ゴルフ場利用税の特例税率の適用を受けるゴルフ場の指定の申請
	第48条第 3 項	ゴルフ場利用税の特例税率の適用を受けるゴルフ場に該当しない旨の届出
	第59条	ゴルフ場の経営の休止又は廃止の届出
	第77条第 4 項	継続して自動車税の減免を受けるための申請

附 則

この規則は、平成17年11月10日から施行する。